



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 労働安全衛生法が改正されたと聞きました。私どもの会社でも関係していることがあれば知りたいのですが！

A そうですね、法律は成立したのですが、いつ施行されるかまだ決まっていますが、改正の概要をお話しましょう。

(アンダーラインが改正部分です)

1. 化学物質管理あり方の見直し

- ① 重度の健康障害があるため【製造禁止】とされている「石綿」などの8物質
- ② 健康障害が多発するため【個別規制】されているPCBなどの116物質
- ③ 使用方法などにより健康障害(胆管がん)が発生する640物質について、新たに「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)が義務となった

2. メンタルヘルス対策の充実・強化

精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新しているため、医師又は保健師による検査(ストレスチェック)の実施が義務となった

検査結果により労働者が希望すれば医師又は保健師による面接指導を実施し、医師の意見により必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮などを行わなくてはならない

3. 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙を防止するために適切な措置を取るよう努めなければなりません。受動喫煙防止対策に取り組む中小企業に対し「受動喫煙防止対策助成金」により喫煙室を設置する場合1事業所あたりの経費の1/2(上限200万円)を支給する。その他、たばこ煙濃度の測定機器を無料貸出する。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

・安全衛生法に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成を指示できる仕

組みを創設する。

- ・企業が計画の作成指示や変更指示に従わない場合や計画を実施しない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合に企業名を公表する仕組みを創設する。

※重大な労働災害の定義(案)

- ①死亡災害 ②障害等級7級以上の災害

5. 外国に立地する検査機関等への対応

ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関(登録検査・検定機関)のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関についても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

規模の大きい工場等で、建設物、機械の設置・移転等(生産ライン等の新設・変更)を行う場合の事前届出を廃止する。

次の①～③の【事前届出】は現状維持とする。

- ① 危険な機械等を設置・移転等する場合
- ② 大規模建設工事
- ③ 一定規模以上の建設工事

【型式検定・譲渡制限】

- ・特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加する。

なお、厚労省は現在労働安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業に対し、大臣表彰などを行っていますが、新たに優良認定マーク制度を創設し、厚労省のHPに企業名を公表するほか、ハローワークの求人票に優良認定マークを明示し、優秀な人材採用を後押しします。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980